

## 親權者同意書

私は、親権者等の法定代理人の代表者として、以下に同意いたします。

契約申込者が貴社と、au通話サービス契約約款に基づき利用契約を締結すること、および利用開始以降、料金プランの変更、機種変更、端末下取り、その他のau通話サービス<sup>1)</sup>に関する各種申し込み(ただし、あんしんフィルターやのフィルタリングサービスを変更、廃止、および電話番号変更申し込みを除きます<sup>2)</sup>)を行うことについてあらかじめ同意します<sup>3)\*4</sup>。

払込金の又支払期間途中に「片割又払込並には賦税金の「一括清算の申し込みを行つることについて」あらかじめ同意します。  
なお、契約者が本人がau通信サービスの利用料金<sup>6</sup>の支払方法として私名義のクレジットカードまたは口座(※親権者同意書親権者名義に限ります)を指定した場合には、契約者が利用au通信サービスの利用料金を、指定されたクレジットカードは口座から支払うことに同意します。また、万一料金の支払いが遅延するがあれば、その解消に努力します。

記入日 平成 年 月 日

【契約申込者(未成年者)欄】			
契約申込者	フリガナ	生年月日	年齢
	氏名	平成 年 月 日	歳
【親権者の署名捺印欄】 親権者を代表して、以下に署名・捺印のうえ、フィルタリングサービスについて以下の通り申し込みをします。			
(法定代理人 △) 親権者	フリガナ	生年月日	続柄
	氏名	昭和 平成 年 月 日	印
住所	〒 一		
連絡先電話番号 ( ) 一			
青少年フィルタリングサービスの申し込み	インターネット接続サービスをお申し込みの場合は、必ずご記入ください。	<input type="checkbox"/> <ol style="list-style-type: none"> <li>0. カスタマイズコース(有料)</li> <li>1. 接続先限定コース</li> <li>2. 特定カテゴリ制限コース</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>8. フィルタリング機能搭載機種を利用</li> <li>9. アプリ型フィルタを設定</li> <li>X. 申込まない(★)</li> </ol>
特記欄			

1. 未成年者がインターネット接続サービスを利用する場合は、フィルタリングサービスのご加入をお願いいたします。

- インターネットのご利用により、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害情報に接する機会が生じる場合がございます。また、インターネットのご利用により以下に示すような危険性が存在しますので、フルタリンク等サービスへのご加入をお願いいたします。  
**また、ご契約者が成年未満の場合は、同じく同サービスへのご加入をおすすめします。**

(1)出会い系サイト、アダルトサイト、暴力的な表現のあるサイト等へのアクセスにより、犯罪等の事件に巻き込まれるケースが多いこと。  
※「出会い系サイト」にかかる事件の検挙数のうち、携帯電話を利用したサイトアクセスが全体の約95.3%を占めます。  
さらに被害者のうち18歳未満の未成年者の割合が約82.6%を占めています。(平成25年2月 警察庁発表)

(2)プロフ、SNS等のサイト上の見知らぬ相手との情報のやりとり等により、個人情報の流出、写真の無断転載による肖像権の侵害等の被害が生じうること。

(3)ブログ、掲示板等のサイトへの個人を特定する無責任な書き込みが誹謗中傷、名譽毀損へと繋がり、加害者となりうること。

(4)興味本位での犯行予告・いたずらの書き込み等により、暴力威嚇妨害、差等犯等の罪に問われる場合があること、等

ご契約者とau携帯電話のご利用者が異なる場合は、契約者の申し出により、ご契約者情報を登録させていただきます。

- 契約申込者または利用者が未成年の場合には、「フィルタリングサービス申出書」または「フィルタリングサービス不要申出書」をご提出いただきます。なお、保護者が同伴されず、いずれかをご持参されている場合は、保護者へお電話での確認をさせていただきます。

2. 「個別信用購入あっせん契約」または「個品割賦販売契約」のお申し込みに関するご注意

- 割賦販売法の規定(個品割賦販売契約は除く)により、個別信用購入あっせん契約または個品割賦販売契約のお申し込み時および契約後に、ご契約者のお支払状況等を含む個人信用情報を、経済産業省の指定する信用情報機関に照会・登録します。また、登録されたご契約者の情報は指定信用情報機関の他の会員により利用される場合があります。
  - ご契約者が未成年で支払主義人の親権者がお支払いを延滞された場合も、未成年のご契約者の支払延滞情報として扱われます。  
また、支払延滞情報は完済後から5年間は指定信用情報機関に記録が残るため、他のクレジットやローン等のお申し込みが断られる場合がありますのでご注意ください。
  - 携帯電話機等購入を伴う各申し込み※で「個別信用購入あっせん契約」をお申し込みの場合は、都度、親権者のご来店(親権者の同意)が必要となります。※携帯電話機等購入を伴う申し込みには、「新規」「正機種変更」「端末販売」「新規」「端末販売」「新規」「端末販売」等ございません。

### 3. その他の二注意 確認事項

- 親権者名義のクレジットカードまたは口座で、毎月料金のお支払いを希望される場合は、お手続き時に、支払名義人である親権者の同伴が必要です。
  - 記載内容(氏名・住所・連絡先等)に虚偽の記述があった場合は、契約解除となることがあります。
  - お子様の携帯電話の利用に際しては、利用目的・方法・利用時間帯・料金などについて、よく話し合ってルールを決めてください。  
また、そのルール(定期的に見直し)を守ってください。

フィルタリングサービス申出書(兵庫県・石川県在住者用)

記入日		平成 年 月 日			
申 出 者 記 入 欄 <small>(保護者)</small>	フリガナ			連絡先電話番号* <sup>6</sup>	
	氏名			印	( ) -
	住所	〒 -			

いる	OS	設定するフィルタリングサービス	□ 小学生	□ 中学生	□ 高校生	□ 高校生プラス
	Android	あんしんフィルター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	iPhone・iPad	あんしんフィルター+機能制限	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
いらない	別途、「フィルタリングサービス不要申出書」の提出が必要です。(★)					

未成年の利用者 または 未成年の契約者	フリガナ	生年月日		年齢
	氏名	昭和 平成 年 月 日		歳
	住所	契約携帯電話番号 ( ) - / 新規に契約する回線		

スマートフォンをお子さまへ渡す前

お子さまのあんせんのため、以下内容を事前にご確認ください

- フィルタリングを利用せずに、インターネットを利用してることで、お子さまの健全な成長に悪影響を及ぼす違法・有害情報に触れる可能性が生じることを理解されましたか？

SNSなどを通じた見知らぬ相手とのやりとりにより、トラブルにあう青少年が増えており、また犯罪の被害者になるだけでなく、知らないうちに加害者になるリスクがあることを理解されましたか？

上記注意点を踏まえ、お子さまに最適なフィルタリングサービスを選択しましたか？

署名

★ 貢少年フィルタリングサービスを申し込みされない場合は、兵庫県または石川県が条例で定める「フィルタリング不要申出書」が必要となります。

(\*1)各種サイトで購入された有料サービス  
ん決済等の決済サービスを含みます。

(\*2)あんしんフィルター等のフィルタリングサービス・電話番号変更申し込みの場合は、都度、本親権者同意書が必要となります。

(\*)小学生契約者による解約・一時休止・譲渡の申し込みにつきましては、契約者本人が中学生になるまでは、契約者本人からの申し込みのみでは受付できません。親権者等法定代理人の代表者の方に申し込みを代理していただきます。(現在、小学生契約は受付しておりません。)

(\*)4弊社では携帯電話機等から直接各種申し込みができるサービスを提供しています。  
(\*)5各種サイトで購入された有料サービスの料金および物品販売代金が請求される場合には、かかる代金も含みます。  
(\*)6支払い(販売額)として支払う料金に、支払い(販売額)として正確な請求額によって支払う料金が含まれます。

人本管理与企业文化——中国企业文化研究与实践

【販売店使用欄】\*該当する由込書番号8桁の数字をご記入ください

【販売店コード欄】該当する申込書番号欄の数字を記入ください。				
申込書番号				
受付販売店コード				
販売店名				
担当者	TEL ( )	—		
			同意確認	1.同意者来店により対面同意確認 2.同意者来店ではないため、架電により同意確認
				2017年3月

年 月 日

KDDI株式会社様

申出者（保護者）

住所

氏名

連絡先（電話番号）

印

フィルタリングサービスを利用しない旨の申出書

いしかわ子ども総合条例第34条の2第2項の規定により、フィルタリングサービスを利用しない旨を申し出ます。

（理由）

- 1. 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労している場合において、フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の業務に著しい支障を生ずること  
【いしかわ子ども総合条例施行規則第1条の2第1項第1号】
- 2. 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること  
【いしかわ子ども総合条例施行規則第1条の2第1項第2号】
- 3. 携帯電話インターネット接続役務を受ける青少年がインターネットの利用による有害情報を閲覧し、又は視聴することがないよう、当該青少年の保護者が青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用の状況を適切に把握していること  
【いしかわ子ども総合条例施行規則第1条の2第1項第3号】

（注）各理由の具体的な内容は裏面を参照のうえ、該当する理由にチェック☑を付けてください。

備考 申出者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

（裏）

やむを得ない理由の具体的な内容について

1. 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労している場合において、フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の業務に著しい支障を生ずること

（具体例）

営業等で相手先企業の情報が必要な場合

就労しているが、仕事と関係のない趣味等でインターネットのサイトを閲覧する場合などは該当しません。

2. 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること

（具体例）

障害者専用の情報交換サイトであるソーシャルネットワークサービス等で情報を交換している場合

3. 携帯電話インターネット接続役務を受ける青少年がインターネットの利用による有害情報を閲覧し、又は視聴することがないよう、当該青少年の保護者が青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用の状況を適切に把握していること

（具体例）

子どもと保護者の話し合いで携帯電話事業者のインターネット履歴検索サービスを利用することなどにより、保護者がインターネットの履歴をいつでも確認することを約束した場合

※ ここに掲載したケースはあくまで例です。フィルタリングサービスを利用しない場合には、お子さんとよく話し合うとともに、フィルタリングサービスの目的や内容を十分ご理解いただき、慎重に判断してください。

（問合先）石川県健康福祉部少子化対策監室

電話 076-225-1422

FAX 076-225-1423